

## 耐震建替え後の住宅が「省エネ基準」に適合していることが確認できる書類の提出について (平屋かつ延べ床面積が200㎡以下の場合)

【提出時期】 事業実績報告書提出時（期限：申請年度の1月末日）

【提出書類】 次の1，2のいずれか ※ご提出いただけない場合は、補助金の交付決定が取消されます。

**1 ◎「建設住宅性能評価書」又は◎「フラット35S 適合証明書」**

**2 「(ア)～(キ)のいずれか1点」及び(コ)**

※(コ) 建築士による建替え後の住宅が省エネ基準に適合していることの証明書は、市の参考書式「省エネ基準適合に係る報告書（宇都宮市木造住宅耐震改修補助金事業実績報告書添付用）」の他、証明者が作成した任意書式でも可

適合性の確認書類		評価時期	要件	発行機関等	備考	
1	◎	建設住宅性能評価書	完成後 【5 温熱環境 エネルギー消費量】 5-1 断熱等性能等級が「4」以上であること 5-2 一次エネルギー消費量等級が「4」以上であること	住宅性能評価機関	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)	
		フラット35S 適合証明書	完成後 断熱等級4以上かつ一次エネ等級4以上であること	住宅金融支援機構の 指定する検査機関	フラット35 技術基準	
2	この 内の 1点と 下記 (コ)	(ア) 設計住宅性能評価書	計画・設計時 【5 温熱環境 エネルギー消費量】 5-1 断熱等性能等級が「4」以上であること 5-2 一次エネルギー消費量等級が「4」以上であること	住宅性能評価機関	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)	
		(イ) 省エネ基準への適合性に関する説明書及び 算定結果が確認できる書類	計画・設計時	建築物エネルギー消費性能基準への適合性が「適合」であること	新築住宅の設計者	建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律（平成27年法律第53号）
		(ウ) BELS評価書	計画・設計時	外皮断熱性能及び一次エネルギー消費性能が「適合」であること（星2以上）	BELS評価機関	
		(エ) 性能向上計画認定	計画・設計時	認定要件を満たすとともに、省エネ基準に適合するものであること	宇都宮市 (建築指導課)	
		(オ) 認定表示制度				都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)
		(カ) 長期優良住宅認定				
		(キ) 低炭素建築物認定				
(コ)	建築士による建替え後の住宅が省エネ基準に適合している ことの証明書等（必要に応じて計算結果も提出）	完成後	建築物エネルギー消費性能基準への適合性が「適合」であること	新築住宅の設計者等	任意書式を使用する場合は、事前にご相談ください。	

※適合性の確認書類が上記以外の場合は、事前にご相談ください。

※(コ)について、行政庁に提出した(エ)、(カ)、(キ)の完了報告書写しでも可

宇都宮市 都市整備部 建築指導課

電話 028-632-2573